

1. 教育職員免許状の取得について

教員免許状取得に関する情報は、本便覧の他、文学部の掲示、及び KULASIS「全学生向け共通掲示板」の Information「教員免許」から確認すること。教職科目の履修や教育実習に関する情報が随時更新されるため、見落としのないよう注意すること。

また、KULASIS「全学生向け共通掲示板」のページには本学の教職課程及び免許取得に関する基本情報についてへのリンクがあるので、そちらも必ず確認すること。

1. 教育職員免許状について

大学を除くすべての国公立、私立学校の教員となるためには教育職員免許状が必要であり、本学で取得できるのは高等学校教諭、中学校教諭及び特別支援学校教諭の免許状である。

高等学校及び中学校の免許状は教科〈国語・社会・地理歴史・公民・理科・数学・英語など〉別になっており、教育職員免許法に定められた所要の単位を修得すれば、相当の免許状が取得できる。

なお、取得希望者は4月に開催される教職課程オリエンテーションに必ず参加すること。

文学部・文学研究科で取得できる免許状の種類と教科

文学部	中学校一種	国語・社会・英語
	高等学校一種	国語・地理歴史・公民・英語
文学研究科	中学校専修	国語・社会・英語
	高等学校専修	国語・地理歴史・公民・英語

(※注) 平成30年度以前入学者で旧法適用者は、上記に加えて「フランス語」・「中国語」・「宗教」の中学校一種・高等学校一種・中学校専修・高等学校専修免許状が取得できる。

2. 【重要】平成31年4月以降の教職課程の変更及び経過措置について

教育職員免許法施行規則等の改正に伴い、平成31年4月1日から教職課程が新課程に移行されたが、入学時期や所属、身分、所要資格を得た時期等によって適用される経過措置が異なる。そのため、自身が旧法適用であるか新法適用であるかをよく確認の上、必要な科目を履修すること。(旧法適用者と新法適用者では、必要な単位数や科目が異なる。)

なお、経過措置及び適用法の詳細については KULASIS「全学生向け共通掲示板」教員免許のページに掲載しているため、必ず確認すること。

3. 単位の修得について

単位は「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、及び「大学が独自に設定する科目」に区分され、それぞれ必要な単位を修得しなければならない。

なお、各授業科目については、それぞれ履修が許可される回生が指定されているので、各回生で取得できる単位から計画的に取得していくこと。卒業直前に、単位不足により免許取得が不可能であることが判明する例が稀に見られるので注意すること。

- (1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、教科に関する専門的事項を含んだ科目の単位については、KULASISの文学部及び文学研究科部局ホームに掲載の**教員免許取得のための手引き・履修カルテ・A票・B票・科目表**を参照すること。(一部、学部の専門科目として認定される場合がある。)

【掲載場所：学部（大学院）＞文学部（文学研究科）＞部局ホーム】

(※学部・大学院、部局は画面左端で選択)

- (2) 上記(1)以外の科目の単位修得に関しては、KULASIS「全学生向け共通掲示板」＞本学の教職課程及び免許取得に関する基本情報についてはこちら＞本学 Web ページ「中学・高校の教員免許」で確認すること。

4. 教育実習について

教育実習は「教育実践に関する科目」として必修であり、実習に係る事前、事後指導（いずれも講義）並びに中・高等学校で行う実習（中学校免許状は4週間（3週間で4週間の実習とみなすことが多い）・高等学校免許状は2週間）からなっている。教育実習は京都大学に附属学校がないため、原則として学生の出身校（中学校・高等学校）において実施する。

教育実習の詳細、日程及び参加申込資格については、KULASIS「全学生向け共通掲示板」教員免許のページで確認すること。なお、各説明会、オリエンテーション等を含めて「教育実習」となるので、いずれも欠席、遅刻及び早退は認められないため注意すること。(参加前年度の4月から説明会が実施されるため、掲示に注意すること。)

5. 介護等体験について

中学校教諭免許状取得希望者については、平成10年度入学者から、特別支援学校で2日間と社会福祉施設等（保育所を除く）で5日間、合計7日間の介護等体験を行うことが義務づけられている。

介護等体験についての制度や申請方法については教育学部で説明会が実施され、その後申込手続きを行うので、掲示に注意すること。

6. 教育実習・介護等体験実施に当たっての共通の注意事項

教育実習・介護等体験を実施するに当たって、健康診断証明書が必要なため、当該年度に実施される学生一般定期健康診断は必ず受検しておくこと。その際、胸部X線検査を省略しないこと。健康診断証明書は、学内の証明書自動発行機で発行すること。証明書は当該年度の6月に発行可能となる。

また、事故対策としての保険、「学生教育研究災害障害保険」(学研災)と「学研災付帯賠償責任保険」(学研賠)に加入しておかないと教育実習や介護等体験に参加できない。

<保険の担当：教育推進・学生支援部厚生課厚生掛 TEL 075-753-2539 >

7. 教育職員免許状の授与申請（大学からの一括申請）

京都府教育委員会への一括申請手続きについては例年 9 月頃に掲示で周知するので、卒業・修了予定者は見落としのないよう注意すること。（個人申請の場合は、各都道府県教育庁に各自で問い合わせること。）

※その他、不明なことがあれば、文学部教務掛に問い合わせること。

2. 学芸員となる資格取得について

学芸員の職務

博物館法に基づく専門的職員で、博物資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

学芸員の資格

学芸員となるには、学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。

大学において修得すべき博物館に関する科目の単位

博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項第1号の規定により大学において修得すべき博物館に関する科目の単位と本年度本学部、教育学部、理学部及び総合博物館において開講される科目との関係を示すと下記のとおりである。

【新科目（新規則に規定する科目）】

科 目	法律上の単位	区分	本年度、本学部等の授業科目のうちこれらに該当するもの		学部等	備 考
生涯学習概論	2	選必	生涯学習概論Ⅰ	(本年度不開講)	教育学部	※教育学部での履修登録が必要
			生涯学習概論Ⅱ	山田講師		
博物館概論	2	必修	博物館学Ⅰ	松岡非常勤講師	文学部	学部共通科目参照
博物館経営論	2	必修	博物館学Ⅱ	松岡非常勤講師		
博物館資料論	2	必修	博物館学Ⅲ	宮川非常勤講師		
博物館資料保存論	2	必修	博物館資料保存論	村上准教授 竹之内助教	総合博物館 (全学共通科目)	全学共通科目参照
博物館展示論	2	必修	博物館展示論	塩瀬准教授 伊藤助教		
博物館教育論	2	必修	博物館教育論	本川教授 佐々木准教授		
博物館情報・メディア論	2	必修	博物館情報・メディア論	五島講師		
博物館実習	3	選必	(学内実習・文系) 博物館実習(文化史)	吉川教授他	文学部 (全学共通科目)	※理学部での履修登録が必要
			(学内実習・理系) 博物館実習(自然史)	理学研究科・総合博物館等教員多数	理学部等 (理学部科目)	
		必修	(館園実習) 博物館実習(館園実務)	総合博物館教員多数	総合博物館 (全学共通科目)	

注：平成24年度以降は、新科目のみの開講となります。

博物館法第5条により、大学において博物館に関する科目を修得し、学士の学位を得た者には学芸員の資格が発生する。この証明を必要とする者は、教務掛に証明書発行願を提出し、交付を受けること。

「博物館法施行規則の一部を改正する省令」が平成24年4月1日から施行されたことに伴い、以下のとおり取り扱われるので留意すること。

■平成24年3月31日までに、旧科目（旧規則に規定する科目）の単位の全部を修得した者
新科目（新規則に規定する科目）の単位の全部を修得したものとみなす。

■平成24年3月31日までに、旧科目の単位の全部を修得していない者
以下に該当する類型の取扱いとなる。

類 型		取 扱 い
1. 平成24年4月1日以後に入学した者		新科目・単位数の修得が必要
平成24年4月1日以前から在籍している者	2. 引き続き当該大学（大学院を除く）に在籍して卒業する者 ※1 【留年した場合を含む】	旧科目・単位数の修得で可
	3. 大学院へ進学した者 ※2	新科目・単位数の修得が必要
4. 他の大学から編入学した者 ※3		新科目・単位数の修得が必要

注：平成24年4月1日以降に入学した編入生は、新課程の対象となる。
また、平成24年4月1日以前から在籍している大学院生も新課程の対象となる。

【※1】

次の表の左欄に掲げる新科目を修得すれば、当該科目に相当する右欄に掲げる旧科目を修得したものとみなす。

新 科 目		旧 科 目	
生涯学習概論	2単位	生涯学習概論	1単位
博物館概論	2単位	博物館概論	2単位
博物館経営論	2単位	博物館経営論	1単位
博物館資料論	2単位	博物館資料論	2単位
博物館教育論	2単位	教育学概論	1単位
博物館情報・メディア論	2単位	博物館情報論	1単位
		視聴覚教育メディア論	1単位
博物館実習	3単位	博物館実習	3単位

注：卒業までに旧科目・単位数をすべて修得できなかった者は、旧科目への読み替えが出来なくなり、資格取得のためには、新科目・単位数の修得が必要となる。

【※2・※3・科目等履修生】

次の表の左欄に掲げる旧科目を既に修得していれば、当該科目に相当する右欄に掲げる新科目を修得したものとみなす。

旧 科 目		新 科 目	
生涯学習概論	1単位	生涯学習概論	2単位
博物館概論	2単位	博物館概論	2単位
博物館経営論	1単位	博物館経営論	2単位
博物館資料論	2単位	博物館資料論	2単位
読み替え不可		博物館資料保存論	2単位
読み替え不可		博物館展示論	2単位
読み替え不可		博物館教育論	2単位
博物館情報論	1単位	博物館情報・メディア論	2単位
視聴覚教育メディア論	1単位		
博物館実習	3単位	博物館実習	3単位

注：未修得の科目及び読み替えが出来ない『博物館資料保存論』、『博物館展示論』、『博物館教育論』を修得する必要がある。

◎その他、不明なことがあれば、文学部教務掛に問い合わせること。

3. 図書館司書・学校図書館司書教諭となる資格の取得について

図書館学の科目は、公立図書館司書、学校図書館司書教諭の資格取得上の必修科目である。

これに関する科目はすべて教育学部で開講されているので、他学部聴講の履修登録を行うこと。

1. 図書館司書

図書館法に規定している図書館において、専門的な職務に従事する司書となるための資格は、大学在学中に図書館学に関する一定の科目を履修することによって取得できるが、その科目とは下記のように、必修 11 科目 22 単位、選択 2 科目 2 単位以上(合計 24 単位以上)となっており、これらの科目と、本年度、教育学部において開講される講義科目との関係を示すと次のとおりである。原則として各科目とも隔年開講であり、従って開講年度に履修しておくことが望ましい。なお、図書館法第 5 条により、大学を卒業した者で、大学において図書館学に関する科目を履修し、その単位を満たした者にはこの司書の資格が発生する。その証明を必要とする者は文学部教務掛に届け出て証明書の交付を受けること。

必修科目 (11科目22単位)			
	科目名	単位数	教育学部における講義科目
甲 群	生涯学習概論	2	「生涯学習概論Ⅰ」(本年度不開講)
	図書館概論	2	「図書館概論」福井准教授
	図書館制度・経営論	2	「図書館制度・経営論」岸本講師
	図書館情報技術論	2	「図書館情報技術論」原田講師
	図書館サービス概論	2	「図書館サービス概論」原田講師
	情報サービス論	2	「情報サービス論」(本年度不開講)
	児童サービス論	2	「児童サービス論」(本年度不開講)
	情報サービス演習	2	「情報サービス演習Ⅰ」(本年度不開講) 「情報サービス演習Ⅱ」(本年度不開講)
	図書館情報資源概論	2	「図書館情報資源概論」福井准教授
	情報資源組織論	2	「情報資源組織論」渡邊(隆)講師
	情報資源組織演習	2	「情報資源組織演習Ⅰ」「情報資源組織演習Ⅱ」渡邊(隆)講師
選択科目 2科目2単位			
乙 群	図書館基礎特論	1	「図書館情報学特講Ⅱ」(本年度不開講)
	図書館サービス特論	1	「図書館情報学特講Ⅰ」北村准教授
	図書館情報資源特論	1	「図書館情報学特講Ⅰ」北村准教授
	図書・図書館史	1	「図書館情報学特講Ⅱ」(本年度不開講)

なお、「情報サービス演習」については、「情報サービス演習Ⅰ」「情報サービス演習Ⅱ」の両方、「情報資源組織演習」については、「情報資源組織演習Ⅰ」「情報資源組織演習Ⅱ」の両方の科目を履修しないと司書の資格は得られない。

平成 24 年 4 月 1 日以前からの在学生には以下が適用されるので注意すること。

備考 1: 平成24年3月31日までに旧規則に規定する科目(以下「旧科目」という。)の単位を全て修得した者は、新規則に規定する科目(以下「新科目」という。)の単位を全て修得したものとみなす。

2: 平成24年4月1日以前から引き続き在学し、卒業するまでに旧科目の単位を全て修得した者は、新科目の単位を全て修得したものとみなす。ただし、平成24年度以降は、新科目のみの開講となり、平成24年3月31日以前から引き続き在学している者が旧科目の一部を残している場合は、卒業するまでに次の表の左欄に掲げる新科目を修得すれば当該科目に相当する右欄に掲げる旧科目を修得したものとみなす。

新 科 目		旧 科 目	
生涯学習概論	2 単位	生涯学習概論	1 単位
図書館概論	2 単位	図書館概論	2 単位
図書館制度・経営論	2 単位	図書館経営論	1 単位
図書館サービス概論	2 単位	図書館サービス論	2 単位
情報サービス論	2 単位	情報サービス概説	2 単位
児童サービス論	2 単位	児童サービス論	1 単位
情報サービス演習	2 単位	レファレンスサービス演習	1 単位
		情報検索演習	1 単位
図書館情報資源概論	2 単位	図書館資料論	2 単位
情報資源組織論	2 単位	資料組織概説	2 単位
情報資源組織演習	2 単位	資料組織演習	2 単位
図書館情報資源特論	1 単位	専門資料論	1 単位

※新科目の「情報サービス演習Ⅰ」を修得すれば、旧科目の「レファレンスサービス演習」を修得したものとみなす。新科目の「情報サービス演習Ⅱ」を修得すれば、旧科目の「情報検索演習」を修得したものとみなす。

※新科目の「情報資源組織演習Ⅰ」を修得すれば、旧科目の「資料組織演習Ⅰ」を修得したものとみなす。新科目の「情報資源組織演習Ⅱ」を修得すれば、旧科目の「資料組織演習Ⅱ」を修得したものとみなす。

※「専門資料論」を修得していない者は、「図書館情報学特講Ⅰ」と「図書館情報学特講Ⅱ」の両方を修得しなくてはならない。

2. 学校図書館司書教諭

教員免許状をもつ者が、さらに学校図書館の専門的職務に従う司書教諭の資格を得るためには、大学在学中に、下記左欄に示す司書教諭講習科目(5科目 10単位)を修得しておくこととよい。この司書教諭講習科目と本年度教育学部において開講される講義科目との関係は下記のとおりである。なお、司書教諭の資格発生には特別の手続きを必要とするので、文学部教務掛に申し出ること。

司書教諭講習科目	単位数	教育学部における講義科目	備考
学校経営と学校図書館	2	「学校経営と学校図書館」(本年度不開講)	
学校図書館メディアの構成	2	「情報資源組織論」渡邊(隆)講師 「図書館情報資源概論」福井准教授	2科目とも必修 (計4単位履修)
学習指導と学校図書館	2	「学習指導と学校図書館」(本年度不開講)	
読書と豊かな人間性	2	「読書と豊かな人間性」坂下講師	
情報メディアの活用	2	「情報メディアの活用」高鉦講師	

なお、「学校図書館メディアの構成」については、「情報資源組織論(2単位)」と「図書館情報資源概論(2単位)」の両方の科目(計4単位)を履修しなくてはならない。

各科目とも隔年開講であり、従って開講年度に履修しておくことが望ましい。

4. 公認心理師となる資格の取得について

京都大学では、文学部、教育学部及び総合人間学部において、平成30年度以降の入学者が、在学中に公認心理師受験の要件となっている大学における必要な科目を履修できるようにしている。

ただし、学部を卒業することで自動的に受験資格が得られるのではなく、必要となる科目や実習を計画的に履修し、そのうえ卒業後は大学院修士課程にて大学院における必要な科目を履修し修了するか、あるいは特定の機関で実務経験を2年ないし3年積むことで、受験資格を得ることができる。

なお、文学研究科では大学院における必要な科目は開講していないため注意すること。

詳細は4月に実施する公認心理師履修ガイダンスで説明するので、公認心理師資格取得希望者は必ず参加すること。

1. 公認心理師の職務

公認心理師は、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げるような業務を行うものである。

- (1) 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- (2) 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- (3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

(公認心理師法第2条)

2. 公認心理師の資格

【平成30年度以降の入学（公認心理師法施行後入学）について】

公認心理師となるには、下記の(1)から(3)のいずれかに該当する者で、公認心理師試験合格後に、公認心理師登録簿に、氏名、生年月日その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者
- (2) 学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したもの

(3) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が(1)(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

(同法第4条, 第7条, 第28条)

3. 公認心理師に関する科目の単位

大学における公認心理師となるために必要な科目(25科目)は, 下記のとおりである。また, 「京都大学公認心理師情報ページ」URLに記載の「3. 受験資格の要件となる指定科目について」の項目「1. 在学生」に掲載の「読み替え科目リスト(学内限定)」からも確認できる。

なお, 履修方法については, 4月に実施する公認心理師履修ガイダンスで指導を行うので, 毎年必ず参加すること。欠席した場合, 指定科目を履修できなくなることがあるので注意されたい。

また, 文部科学省令・厚生労働省令で定める科目毎, 対応する科目については2単位以上の履修が必要である。

(公認心理師法施行規則第1条及び第2条, 公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号)

【大学(学部)における公認心理師となるために必要な科目(25科目)】

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 公認心理師の職責 | 14. 心理的アセスメント |
| 2. 心理学概論 | 15. 心理学的支援法 |
| 3. 臨床心理学概論 | 16. 健康・医療心理学 |
| 4. 心理学研究法 | 17. 福祉心理学 |
| 5. 心理学統計法 | 18. 教育・学校心理学 |
| 6. 心理学実験 | 19. 司法・犯罪心理学 |
| 7. 知覚・認知心理学 | 20. 産業・組織心理学 |
| 8. 学習・言語心理学 | 21. 人体の構造と機能及び疾病 |
| 9. 感情・人格心理学 | 22. 精神疾患とその治療 |
| 10. 神経・生理心理学 | 23. 関係行政論 |
| 11. 社会・集団・家族心理学 | 24. 心理演習 |
| 12. 発達心理学 | 25. 心理実習(80時間以上) |
| 13. 障害者・障害児心理学 | (本学では90時間で開講) |

【京都大学公認心理師情報ページ URL】

https://www.educ.kyoto-u.ac.jp/graduate/qualification_obtain_/kounin-cp/

